



2014年5月11日に放送されたNHKスペシャルをご覧になった皆さんも多いと思う。「認知症行方不明者が年間1万人」。衝撃的な内容であるとともに、早急に変えていかなければならない課題を突きつけられた思いだった。

認知症の家族がいなくなったと届け出があり捜索した結果、約7割が自宅から1km以内の場所で見つかるという。しかし徘徊の末、思いもよらない場所で事故で亡くなる方も年間350人あまりもいる。幸いなことに徘徊

個人情報保護法の壁

情報広報部副部長

藤井 美穂

中保護されたはいいが、名前、住所が分からず行方不明者と扱われてしまう。番組では2年以上もいなくなった母親を捜し続けている兄弟を紹介していた。

さらに衝撃的な例は7年間の保護の末、認知症が進み寝たきりになってしまった女性のケースだった。群馬県館林で保護された時、靴下と下着に名字と名前が書かれており、葉指にはおそらくは夫から送られたものである。裏に「StoM」と印字された結婚指輪をしていた。Mは下着に書かれた名前の頭文

字と一致していた。これだけ情報がそろっているにもかかわらず7年間も家族と会えなかったのだ。保護された時の写真の表情は快活で明るいものだったが、保護していた施設で経時的に撮っていた写真ではしだいに表情が失われ、ついには言葉も失い寝たきりになった姿が写し出されていた。

家族のいない、見知らぬ人と場所に気付いた彼女の悲しみと孤独を思うとやりきれない思いだ。なぜ発見できない？ 施設から警察への通報と、地元警察への家族からの届け出が管轄の違い、誤った名前の通達で照合できなかったというのだ。翌日のNHK朝7時のニュースで、前日の番組を見た東京に住む夫が、紹介された女性が妻であると名乗り出たと報道された。65歳以上の高齢者のうち認知症は2012

年で462万人、軽度認知障害は400万人、計800万人を超えている。婦人科診療中で手術が必要になり、認知症があるため院内での体制を考慮しなければならぬことが多くなってきた。増加の一途をたどる認知症との共存社会に対する対策が迫っている現実がある。

個人情報保護法は情報化社会の進展を背景に、データベースからの情報漏洩でプライバシーが侵害される危険を回避する目的で2003年5月に成立した。国際的にも個人情報

の取り扱いやプライバシー権の保護が重要視され、1980年にはOECD理事会で「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する勧告」が採択されている。

しかし、誤解や過剰反応に基づいた問題点が発生している。法律の基本理念を逸脱した拡大解釈がなされ、国民生活に支障をきたしている例がいくつもあげられる。JR福知山の脱線事故では、家族からの安否確認に回答するかどうか医療現場で混乱が生じた。新潟中越地震では、個人情報保護法を理由に柏崎市が「要援護者名簿」を地元自治体や消防に提供していなかったため救出できなかった。札幌でも2012年、白石区姉妹餓死事件で生活保護課と生活相談窓口の管轄違いのため情報共有ができず悲惨な事故につながったとも言われた。

そもそも、個人情報保護法は国や地方公共団体が取り扱う個人情報については規制がない。また、表現の自由を制約しないようにマスコミ、著述業、大学、宗教・政治団体は適用除外されている。釧路では全国に先駆けて、管轄を超えて認知症住民の情報を共有する体制づくりをしたと番組で紹介されていた。

医師不足、看護師不足で医療崩壊の現実が問題点となっても、潜在医師の発掘を目的に大学卒業後の情報を得るために問い合わせしても、個人情報保護法が壁で貴重な情報が得られない。医療の現場では命を守るという基本理念に立ち返り、壁を取り払うことを主張していきたい。